

23豊建第37-1号  
平成23年 8月 2日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様  
豊前市監査委員 磯 永 優 二 様

豊前市長 釜 井 健 介  
( 建 設 課 )

### 定期監査等の結果について(回答)

平成23年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 【建設土木係】

#### 1. 随意契約について

#### 【指摘の要旨】

随意契約中で、財務規則の予定価格の限度額を超える工事及び業務委託があるが、随意契約の理由がいずれも地方自治法施行令167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」の規定を適用している。しかし、個々の随意契約理由を精査すると「契約日直近に入札が実施されている」「起工何から見積書徴収までの期間が長い」「豊前市随意契約ガイドラインの基準に合致しない」等、随意契約締結の理由としては乏しいため、随意契約は適切とは言い難く指名競争入札によるべきと考える。

契約事務にあたっては、随意契約の特殊性・緊急性・ガイドライン等を客観的または総合的に検討し、安易に随意契約を行うことのないようにされたい。また、工事等の発注にあたっては、入札担当課と連携を図り入札実施予定日等について充分協議されることを要望する。

### 【措置内容】

契約事務にあたっては、財務規則・ガイドライン等により総合的に検討したうえで、妥当とみとめられる契約のみ随意契約をおこなうよう努めます。また工事等の発注については、入札担当課と随時連携を図り入札予定等について充分協議をおこないます。

## 2．工事の施工等について

### 【指摘の要旨】

川内8号線道路補修工事において、工事請負契約締結後7日後に60日間の工事中止命令が出されている。理由は、「道路内に埋設している京築水道企業団の送水管移設が困難となり他の工法での検討が必要となった。」との事であるが、当初設計での関係機関との事前協議による現場の状況把握が不十分であることによるものと考えられる。工事発注後、問題が発生すれば設計変更を行うとの安易な考えではなく、当初設計の時点で関係機関との綿密な協議と現場の精査を行って当初設計の精度を高めるよう要望する。

工事完成品については、合格通知後速やかに引渡しを受けなければならないとなっているが、20日間を要している工事があるなど引渡期間の遅延が散見されたので業者への指導を図りたい。

### 【措置内容】

設計をおこなうにあたっては、事前に関係機関との綿密な協議と現地確認等の精査をおこない、当初設計の精度を高めるよう努めます。また、工程の計画に当たっては、工事の規模困難性・施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画するように指導をおこない、工事着工後は、工程会議等を行い、現状の推進状況を把握し、積極的に工事関係者への指導をおこないます。

## 3．業務委託について

### 【指摘の要旨】

能徳ポンプ場設備点検業務委託が見積書の徴収により最低見積業者と契約を締結しているが、見積書徴収の仕様書に於いては、電気設備及び非常用発電機の点検回数は記されているものの契約書中には記載されていない。

委託契約書では、契約日の年度と履行期間の年度の違い、契約書の条文の

不整合が見られた。また、業務完了報告書では、点検記録表の年度の違いや点検業務一般仕様書第10条に於いて、本市係員立会いの基に点検作業を行うとなっているが、立会いが行われていないなど、業務契約や報告書類受領の際、発注内容と契約内容並びに契約書通りに適正に業務が履行されているか十分に確認と検証をするよう求める。

なお、点検の最初の日が7月8日となっているが、能徳ポンプ場設置の目的は、雨水、用水の排水が主であるので、梅雨前の5月中に点検業務を行うよう要望する。

#### 【措置内容】

能徳ポンプ場設備点検業務委託については、仕様書・契約書等関係書類について整合性を図るよう見直しをおこないます。また点検作業をおこなうにあたっては業務委託契約書等に基づいた適正な業務履行に努め、業務完了報告書時には十分な確認と検証をおこないます。

点検時期についても早期契約をおこなうことにより、委託業者へ梅雨前の作業をおこなうようはたらきかけます。

## 4．許認可業務について

#### 【指摘の要旨】

道路及び河川等の許認可については、各々条例に於いて3年・5年・10年以内で占用期間と占用料の徴収が定められている。申請から許可までの一連の書類については、規定に基づき提出、発送されているものの次の内容について書類の不備、審査漏れが散見された。

- ・許可申請書に申請日のないもの
- ・許可申請書に占用期間のないもの
- ・許可書の日付と申請書の日付の違うもの
- ・占用申請期間と許可満了日の違うもの
- ・占用料の減免申請書のないもの

これらについては、許可申請書の提出時の審査点検の不十分さと許可書に占用場所と占用期間が明示されていないことによるものと考えられるので、台帳整備とともに改善及び検討を要望する。

#### 【措置内容】

占用許認可業務については、受付簿・許可書等の様式を見直し、適切な許認

可管理に務めます。また課内において受付・審査等について今回の指摘事項をふまえた業務の再確認をおこなうことにより、不備・審査漏れ等のないよう適切な事務処理をおこないます。

## 【住宅建築係】

### 1．敷金及び保証金の徴収等について

#### 【指摘の要旨】

豊前市が雇用促進住宅豊前宿舎を平成21年度に購入し、平成22年4月1日から「豊前市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」が施行されたのに伴い、現に入居者であるもので引続き入居する者の入居手続きが行われている。この手続き中、敷金及び保証金については、現状の敷金等の額が条例の規定に基づく額を超える場合は、いずれか低い方の額を徴収する取扱いにしているが、条例の経過措置は「3ヶ月分を2カ月分とする。」となっており、経過措置の規定が現状の取扱いに準じた条文となっていない。また、保証人は2人と条例で規定し、規則で1人とする経過措置を設ける等、条例・規則の制定にあたり法令審議会等での充分なる内容説明と審議を求める。

#### 【措置内容】

条例施行に伴い、現に入居しているもので引き続き入居する者の手続きに関して、条例及び規則の規定と現状の取扱いが異なっていることについては、条例制定当時法令審議会等での内容説明が不十分であったと認められますので、今後条例及び規則等の制定時においては充分なる内容説明を行い、このような事が起きないように努めます。

### 2．業務委託について

市営住宅団地の受水槽点検及び清掃業務委託と点検に付随した簡易専用水道検査が行われているが、いずれの業者の業務報告書の作業実施日及び報告日が旧年度となっている等、報告書受領にあたって内容点検の確認が行われているとは言い難く、業務内容の信頼性に疑念が生じる。

関係書類の受領にあたっては、契約書通り適正に履行されているか確認すると共に業者にも注意と指導をされたい。

#### 【措置内容】

業務報告書受領にあたっては、業務が適正に履行されているか内容点検作業を確実にし、また業務報告書における作業実施日及び報告日等の誤りについては、今後二度と無いよう業者への注意、指導を徹底いたします。

#### 3. 公営住宅の入居率の向上について

平成23年3月31日現在の市営住宅及び定住促進住宅の管理戸数は686戸で、そのうち入居数は563戸、空家は123戸となっている(入居率約82%)。

そのうち今後の住宅政策により新規募集の停止による空家もあるが、定住促進住宅に於いては入居率が55%と一番低い。定住促進住宅は、市が雇用促進事業団より住宅購入時から入居率が低い状況ではあるが、入居条件等については他の住宅団地より優遇した条件となっている。

今後、市の財産である公営住宅を有効的に活用するために、より一層入居率の向上に努められたい。

#### 【措置内容】

定住促進住宅の入居率向上のために、市報、ホームページ等による広報活動を行っており、徐々にではありますが入居率が向上し、6月末時点では60%を超えました。しかしながら、まだ入居率は低いため今後もより一層広報活動を行い、入居率の向上に努めてまいります。